

含む。)を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月28日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第78号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成17年神奈川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同条中「、副知事及び出納長に」を「及び副知事に」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「知事、副知事及び出納長の給与等に関する条例」を「知事及び副知事の給与等に関する条例」に改める。

第2条から第4条までの規定中「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
2 改正前の第1条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合について、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第1条中「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」とあるのは「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「知事、副知事及び出納長の給与等に関する条例」とあるのは「知事、副知事及び出納長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第72号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の知事、副知事及び出納長の給与等に関する条例」とする。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月28日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第79号

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表5の項中「関する事務」の次に「(規則で定める事務を除く。)」を加え、「、愛甲郡及び津久井郡」を「及び愛甲郡」に改め、同表11の項中「規定する事務」の次に「及び規則で定める事務」を加え、「、愛甲郡及び津久井郡」を「及び愛甲郡」に改め、同表12の項中「及び津久井郡」を削る。

第71条を次のように改める。

第71条 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の表5の項の改正規定(「、愛甲郡及び津久井郡」を「及び愛甲郡」に

改める部分に限る。)、同表11の項の改正規定(「、愛甲郡及び津久井郡」を「及び愛甲郡」に改める部分に限る。))及び同表12の項の改正規定は平成19年3月11日から、第71条の改正規定は同年4月1日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月28日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第80号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表15の2の項中「、厚木市及び城山町」を「及び厚木市」に改め、同表16の項中「、葉山町及び城山町」を「及び葉山町」に、「、厚木市及び城山町」を「及び厚木市」に改め、同表17の項及び18の項中「、清川村及び藤野町」を「及び清川村」に改め、同表26の項中「、山北町、城山町及び藤野町」を「及び山北町」に改め、同表121の項中「、湯河原町、城山町及び藤野町」を「及び湯河原町」に改め、同表155の項中「、清川村及び藤野町」を「及び清川村」に改める。

第2条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1の2の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and City Name. Row 1: 1の3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務 (1) 法第25条第1項の規定により、火薬類(煙火に限る。以下この項において同じ。)の消費を許可すること。 (2) 法第25条第3項の規定により、同条第1項の許可を取り消すこと。 (3) 法第43条第1項の規定により、火薬類の消費に関し、職員に製造所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、及び火薬類を収去させること。 (4) 法第45条の規定により、火薬類の消費に関し、同条各号に掲げる措置をすること。 (5) 法第46条第2項の規定により、火薬類の消費に関し、所有者及び占有者に対し、災害発生の日時等を報告させること。 (6) 法第47条の規定により、火薬類の消費に関し、災害が発生したときに、現状を変更する旨の指示をすること。 (7) 法第52条第1項の規定により、法第25条第1項の許可について公安委員会の意見を聴くこと。 (8) 法第52条第2項の規定により、法第25条第1項、第3項及び第45条の処分について公安委員会及び海上保安庁長官に通報すること。 (9) 法第52条第4項の規定により、火薬類の消費に関し、公安委員会及び海上保安庁長官からの必要な措置の要請を受理す 秦野市

<p>ること。</p> <p>(10) 法第52条第5項の規定により、火薬類の消費に関し、警察官からの通報を受理すること。</p> <p>(11) 省令第81条の14の規定により、省令第48条第1項の許可申請書及び火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理すること。</p>		<p>特定供給設備の完成検査を行うこと。</p> <p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせ、並びに液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対しその業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させ、並びに職員に液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p> <p>(14) 法第83条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、液化石油ガス器具等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(15) 法第83条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p> <p>(16) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	
<p>1の4 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第46条第1項の規定により、ガス用品の販売の事業を行う者に対し、その事業に関し、報告をさせること。</p> <p>(2) 法第47条第1項の規定により、職員にガス用品の販売の事業を行う者の営業所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>(3) 法第47条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、ガス用品を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第47条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p>	<p>秦野市</p>	<p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせ、並びに液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対しその業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させ、並びに職員に液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p> <p>(14) 法第83条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、液化石油ガス器具等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(15) 法第83条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p> <p>(16) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	
<p>1の5 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第45条第1項の規定により、電気用品の販売の事業を行う者に対し、その業務に関し、報告をさせること。</p> <p>(2) 法第46条第1項の規定により、職員に電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、及び関係者に質問させること。</p> <p>(3) 法第46条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、電気用品を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第46条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p>	<p>秦野市</p>	<p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせ、並びに液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対しその業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させ、並びに職員に液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p> <p>(14) 法第83条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、液化石油ガス器具等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(15) 法第83条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p> <p>(16) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	
<p>1の6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備(特定供給設備に限る。)を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</p> <p>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</p> <p>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、</p>	<p>秦野市</p>	<p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p> <p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせ、並びに液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対しその業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させ、並びに職員に液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを収去させること。</p> <p>(14) 法第83条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、液化石油ガス器具等を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(15) 法第83条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による命令によって生じた損失を所有者及び占有者に対し補償すること。</p> <p>(16) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	<p>別表13の項中㉔を㉕とし、㉗を㉘とし、㉙を㉚とし、同項㉛中「㉜」を「㉝」に改め、同項中㉞を㉟とし、㊱の次に次のように加える。</p> <p>㉕ 法第18条の15第1項の規定により、特定工事を施工しようとする者からの届出を受理すること。</p> <p>㉞ 法第18条の15第2項の規定により、特定工事を施工する者からの届出を受理すること。</p> <p>㉟ 法第18条の16の規定により、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。</p>

㊦ 法第18条の18の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。

別表15の2の項中「(10ヘクタール以上の特別緑地保全地区及び首都圏近郊緑地保全法第5条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区に係るものを除く。)」を削り、同項(12)中「(11)」を「(15)」に改め、同項中(12)を(16)とし、(11)の次に次のように加える。

- (12) 法第25条第1項の規定により、管理協定の認可の申請があった旨を公告し、及び当該管理協定を縦覧に供すること。
- (13) 法第25条第2項の規定により、管理協定についての意見を受理すること。
- (14) 法第26条の規定により、管理協定を認可すること。
- (15) 法第27条の規定により、管理協定を認可した旨を公告し、及び当該管理協定の写しを縦覧するとともに管理協定区域である旨を明示すること。

別表15の2の項右欄を次のように改める。

横浜市、鎌倉市、藤沢市及び厚木市（横浜市にあっては左欄(12)から(15)までに掲げる事務に限り、鎌倉市、藤沢市及び厚木市にあっては左欄(1)から(11)まで及び(16)に掲げる事務（10ヘクタール以上の特別緑地保全地区及び首都圏近郊緑地保全法第5条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区に係るものを除く。）に限る。）

別表34の項(1)を次のように改める。

- (1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類を交付すること。
- 別表53の項の次に次のように加える。

53の2 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務

- (1) 法第14条の規定により、老人居宅生活支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者につき行われるものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出を受理すること。
- (2) 法第14条の2の規定により、老人居宅生活支援事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (3) 法第14条の3の規定により、老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出を受理すること。
- (4) 法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費及び介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者を通わせることができるものに限る。以下この項において同じ。）の設置の届出を受理すること。
- (5) 法第15条の2第1項の規定により、老人デイサービスセンターの設置の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。
- (6) 法第16条第1項の規定により、老人デイサービスセンターの廃止及び休止の届出を受理すること。

鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市及び湯河原町

別表55の2の項中「平塚市」の次に「、鎌倉市及び秦野市」を加え、同表67の項(1)中「、知事」の次に「又は知事を経由して厚生労働大臣」を、「規定する栄養士」の次に「及び同条第2項に規定する管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月28日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第81号

神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例の一部を改正する条例

神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例（昭和43年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「育成するため」を「育成し、」に改め、「指針とする」の次に「とともに、県民に自然とのふれあいを通して畜産業に対する理解を深める場を提供する」を加える。

第3条の見出しを「(委託利用の方法等)」に改め、同条第1項中「牧場」を「乳牛の育成を目的とする牧場」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「委託期間」を「前項の利用（以下「委託利用」という。）の期間（以下「委託期間」という。）」に改める。

第4条の見出しを「(委託利用の承認等)」に改め、同条第1項中「牧場を利用しようとする者」を「委託利用をしようとする者（以下「委託利用者」という。）」に改め、同条第2項第1号中「利用者」を「委託利用者」に改める。

第5条中「牧場の利用者」を「委託利用者」に改める。

第6条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「利用」を「委託利用」に改め、同条第1号中「利用者」を「委託利用者」に改める。

第7条第1項中「利用者」を「委託利用者」に改める。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

(行為の制限)

第8条 牧場において、物品を販売し、又は配布しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項に規定する行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第1項の許可に牧場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第9条 牧場においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 牧場の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 牧草地に立ち入り、又は牧草を損傷すること。
- (3) 鳥獣類を持ち込むこと。
- (4) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (6) キャンプをすること。
- (7) たき火をすること。

(利用の拒否)

第10条 知事は、牧場における秩序を乱し、若しくは公益を害し、